# 福祉サービス第三者評価結果報告書

#### ①第三者評価機関

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

#### ②評価対象事業所

名称: 財団法人 鉄道弘済会 和歌山保育所	種別: 保育所		
代表者氏名: 所長 阪本 日出行	定員(利用者数): 90名 (97名)		
所在地: 和歌山県和歌山市島橋北ノ丁1番15号	TEL: 073-455-1983		

#### ③訪問調査日 平成 21 年 1 月 21 日

#### 4総評

#### ◇特に評価の高い点

鉄道弘済会の福祉施設として運営管理が全国的な視点から構築されており、それを受けて運営の改善や保育サービスの向上に向け積極的な取り組みがなされており、管理者は指導力を発揮している。保育サービスの向上のため職員の教育研修の充実が図られ、職員は活き活きした笑顔で子ども達に接しており、また絵本の読み聞かせや貸し出しにより子ども達の情操を豊かにする取り組みもなされている。改善活動を実施しており職員の気付いたことを提案し諸々の改善の実績をあげている。各種マニュアルが広範に整備されており、また子どもに関する記録が詳細になされ管理も適切に行なわれている。特に子どもの安全管理に配慮しており、避難訓練等防災に力をいれている。地域の中の保育所として関連機関・団体や地区の役員や民生児童委員との密接な連携体制がとられている。

#### ◇改善を求められる点

次の事項の実施を期待する。

- ①保育所の有する機能を地域に提供するための育児相談等の実施
- ②ボランティアの受け入れの意義・方針や受け入れ担当者、登録手続き、事前説明等が記載された受け入れマニュアルの作成
- ③保育室でのくつろげる場所・空間・コーナー作り等の工夫
- 次の事項の実施について検討を期待する。
- ①中期計画策定への職員の参画
- ②一時保育の実施

#### ⑤第三者評価結果に対する事業所のコメント

当保育所は、(財)鉄道弘済会が全国で23園運営する保育所のうちの1園(昭和26年開設、全国で最初にできた鉄道弘済会第1号の園)であります。

第三者評価の受審は、平成17年に続いて2回目でありますが、前回の評価を受審して以後、何ができて何が弱いのかから始めて、職員一同で保育サービスの向上にむけた取組み(特に地域に根ざした活動を目指して)を行ってまいりました。今回の評価結果をいただいて、私達は更に自分達で課題を見つけ、課題を解消できる進化する保育所であろうと誓いました。今後も、ご利用者に選んで頂ける「安心して預けて頂ける安全な和歌山保育所」を目指してまいります。

#### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果と評価理由(別紙)

(別紙)

# 各評価項目にかかる第三者評価結果と評価理由

施設名: 和歌山保育所

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>I 福祉サービスの基本方針と組織</li><li>I-1 理念・基本方針</li><li>I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。</li></ul>		
<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a)法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。</li> <li>b)法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。</li> <li>c)法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。</li> </ul>	а	家庭や地域社会と連携を図り、子どもが安全で情緒豊かな環境のなかで生活に必要な習慣や態度を養い、人に対する愛情と信頼感を育てて子どもの健全な心身の発達を図るという趣旨を理念として明記しており、保育所の使命を反映している。
<ul> <li>I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a) 法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。</li> <li>b) 法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。</li> <li>c) 法人・保育所の理念に基づく基本方針を明文化していない。</li> </ul> </li> </ul>	а	理念に基づき、安心して過ごせる生活の場で、家庭や地域と連携を図り、子ども一人ひとりの心身の健康と自主性、協調性を養うとともに、安全第一とした保育を目指しますという保育の方針を明文化している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。</li><li><u>I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。</u></li></ul>		
【判断基準】 a)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 b)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付しているが、理解を促すための取組が十分ではない。 c)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配付していない。	а	理念は職員に配布し理解を促しており、基本方針は 職員間で検討し新しく保育方針として作成されてお り、所内の目につくところに掲げ、いつも心がける ようにしている。
1 4 (2) ② 四会が甘土古針が利田老笠に田切されている	I	· 
<u> </u>		
【判断基準】 a)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 b)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。 c)法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。	а	理念や基本方針は「入所のしおり」によって保護者に説明している。また園内に掲示し保護者がいつも見られるようにしている。なお市役所等にも記載したパンフレットを配布しており、地区の公民館や地区町内会長、地区民生児童委員宅にもパンフレットを置かしてもらっている。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I -	2 計画の策定 -2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	<u>I-2-(1)-(1)</u> 中・長期計画が策定されている。		現状における課題から、利用者や地域から信頼され
	【判断基準】 a)経営や保育サービスに関する、中・長期計画を策定している。 b)一	а	るサービスの提供や人材育成、保育内容の充実、効率のよい業務運営等の目標を達成するための本年度
	c)経営や保育サービスに関する、中・長期計画を策定していない。		を最終とする中期計画(3年度)が作成されている。
<u>_</u>			
	<ul><li><u>I-2-(1)-②</u> 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</li></ul>		事業計画は中期計画の内容を基本方針とし、子どもの力を引き出す保育手法の向上、異年齢児交流、食
	【判断基準】 a)各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。		育の重視等の保育内容の充実や地域のニーズにあった子育て支援策の推進等、中期計画を反映して作成されている。なお当保育所では、これを受けて職員
	b) - c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。	a	会議に諮り平成20年度スローガンを作成し、安心して預けていただける保育所を目指し、地域に溶け込んだ活動、改善提案、保育技術の向上、業務の進め方の工夫、危機管理などを重点項目として掲げて
			いる。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>I-2-(2) 計画が適切に策定されている。</li><li><u>I-2-(2)-①</u> 計画の策定が組織的に行われている。</li></ul>		
【判断基準】 a) 中・長期計画や事業計画が、職員等の参画する会議などの場で策定されている。 b) 中・長期計画や事業計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、会議などの場は設けられていない。 c) 中・長期計画や事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	b	事業計画を受けて作成する平成20年度スローガン は職員の参画のもとに作成されているが、中期計画 の作成には職員が参画していない。
<u>I-2-(2)-②</u> 計画が職員や利用者に周知されている。  【判断基準】		事業計画を受けて作成した平成20年度のスローガ
a)事業計画を職員に配付して周知をはかるとともに、保護者等に十分な理解を促すための取組を行っている。b)事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、保護者等に理解を促すための取組が十分ではない。c)事業計画を職員等に配布していない。	a	ンは職員の協議の下に作成している。スローガンは 保護者には配布していないが、スローガンの中の 「地域との連携、子育て支援、危機管理」について は「園便り」等で周知を図っている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
<u>I-3-(1)-①</u> 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。		
【判断基準】 a)管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 b)管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 c)管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	а	管理者は「安心して預けていただける安全な保育所」を運営するために必要なすべての事柄に対して、責任を持って取り組むことを職員会議等で表明している。
	1	
【判断基準】 a)管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 b)管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 c)管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	а	管理者は保育所関係団体や財団主催の児童福祉法関係の研修会に積極的に参加し、また防災関係の研修会にも参加している。研修結果は復命書や職員会議で発表し職員に周知している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul> <li>I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</li> <li>I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。</li> <li>【判断基準】</li> <li>a)管理者は、保育サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</li> <li>b)管理者は、保育サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</li> <li>c)管理者は、保育サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。</li> </ul>	а	管理者は年度のスローガン策定時、毎月の職員会議、毎週のプロジェクトチーム会議、隔週のリスク管理委員会の席上、職員の仕事に対する意識を変えることの大切さを話している。そのため「KAIZEN」活動を推進し、職員が全員月1件を目標に改善提案を出し、気付いたことを改善する取り組みに指導力を発揮している。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。  【判断基準】 a)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。 b)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 c)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。	a	「KAIZEN」の結果、業務の効率化として乳児トイレの改良、トイレの水道蛇口の自動化、業務のパソコン化、停駐車問題の解消等への取り組み、財務等の分析や改善への取り組みに指導力を発揮している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I 組織の運営管理 Ⅱ-1 経営状況の把握 Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
<ul> <li>Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</li> <li>b)事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。</li> <li>c)事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	地域の福祉や保育に対する需要の動向を、市役所担 当課への定期的な訪問や、地区町内会長や民生児童 委員とのコミュケーションのなかで把握している。
<ul> <li>Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>(判断基準】</li> <li>(主)経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。</li> <li>(支)経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。</li> <li>(支)経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	毎年6月頃に、鉄道弘済会全体の経営状況及び当保育所の経営状況の分析を本部資料により、また10月頃には当所の上期経営状況の分析資料を管理者が作成し、職員会議等で職員に課題やどのような取り組みが必要かを話して議論し、改善への取り組みに努めている。
<ul> <li>Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。</li> <li>b)外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。</li> <li>c)外部監査を実施していない。</li> </ul> </li> </ul>	該当なし	外部監査については、鉄道弘済会本部の決定事項とされている。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
_	2 人材の確保・養成 I-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	, (3, 3, 3,	
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。		
	【判断基準】 a)目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。 b)目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。 c)目標とする保育サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。	а	保育サービスの質を確保するため必要とする人材や 人員体制に関する具体的なプランとして年度要員計 画表を作成しており、子育て支援や就学前教育の専 門職員の育成、新規採用の保育士の教育、中堅保育 士の養成等を計画している。
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。		
	【判断基準】 a)客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。 b)定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。 c)定期的な人事考課を実施していない。	а	鉄道弘済会として人事考課制度が確立されており、 それを適用して年1回客観的な基準に基づく人事考課(自己評価と管理者との面接)を実施しており、 昇職・昇格や一時金の支給のときに活用している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</li><li>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。</li></ul>	-	
【判断基準】 a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。 b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	а	職員の年次有給休暇はほぼ消化されており、また年に2回春・秋にアルバイトを含む職員と就業の意向等に関して個人面談を行っており意向について対処している。
I-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。  【判断基準】 a)福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。 b)福利厚生事業を実施しているが、十分ではない。 c)福利厚生事業を実施していない。	а	鉄道弘済会の一員として、健康面では健康診断や人間ドックの利用、また職員の意見による慰安会や体育行事・文化行事等の福利厚生事業を行っている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</li><li><u></u> Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。</li></ul>		
【判断基準】 a)組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 b)組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、 十分ではない。 c)組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。	а	中期計画の中で、また本年度のスローガンでも職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
I-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され		
計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。		
【判断基準】 a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。 b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。 c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。	а	「和歌山保育所の保育士基本育成パターン」に基づき、職員一人ひとり初任・中堅・7年以上の職員別に教育・研修計画を立て、人材の育成を図っている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<u>I-2-(3)-③</u> 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。		
【判断基準】 a)研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。 b)研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。 c)研修成果の評価が定期的に行われていない。	а	研修会出席者は、復命書により研修内容を報告し、他の職員も共有できるようにし、特に必要な場合は職員会議で報告しており、当該職員の研修後の業務等により研修成果を点検・評価し次の研修計画に反映させている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
1-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	T	
□-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を 整備している。     □ = 2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① ま習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① ま習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-① ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を     □ = 2-(4)-② ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にした。     □ = 2-(4)-② ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にした。     □ = 2-(4)-② ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にした。     □ = 2-(4)-② ま図生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にした。     □ = 2-(4)-② ま図生の定じ体制を     □ =		
【判断基準】 a)実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。 b)実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。 c)実習生を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。	а	実習生受け入れの基本姿勢が明示されており、「実習生受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ担当者が決められ、各部屋担当は実習中の相談相手になるなど、体制が整備されている。
<u>II-2-(4)-②</u> 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。		
【判断基準】 a) 実習生受入れの際には、実習の効果をあげるプログラムを用意する等、育成に取り組んでいる。 b) 実習生受入れの際には、実習の効果をあげるプログラムを用意する等、育成に取り組んでいるが、十分ではない。 c) 実習生受入れの際、実習の効果をあげるプログラムを用意する等の取り組みを行っていない。	а	実習生を受け入れる場合は、実習担当者が事前の打ち合わせを行って基本プログラムを決め、それに基づき実習が行なわれており、効果的に学べるように取り組んでいる。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ-3 安全管 Ⅱ-3-(1)	哲理 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
<u>Ⅱ-3-(1)</u> 安全確保の	-① <u>緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の</u> Dための体制が整備されている。		子どもたちの安心と安全を守るために、所長、主任保育士、各クラスの主務者からなる「和歌山保育所リスク管理委員会」を設け、毎月第2・4火曜日に
b) 子ども に機能して	5の安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。 5の安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分	а	開催し、結果を職員に周知している。また非常時には委員会のメンバーが保育所対策本部として組織される。なお危機管理マニュアルとして、事故・ケガ対応、感染症・食中毒、衛生管理、不審者対応、災害対応など広範囲のマニュアルを整備している。防災の避難訓練は月1回行なわれている。
<u>II-3-(1)</u> いる。	-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行して		職員は日常の業務の中で、ヒヤリ・ハットしたこと、小さな事故を「ヒヤリハット報告書」でリスク
検討を行い b)子ども 対応策の板	を	а	管理委員会事務局に提出し、毎月第2・4火曜日に委員会に報告し、委員により対策を検討し、結果を全職員に周知している。なお施設・設備・備品・遊具等については、4か月に一度保護者と保育士(年3回のうち1回は保育士)が安全点検表のチェックリストで点検し、必要があれば改善、修理を行っている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
-4 地域との交流と連携 <u>I-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</u>		
<ul> <li>Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。</li> <li>b)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。</li> <li>c)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	保育方針で地域との連携をはかることが記載されており、保育所の運動会、夏祭り、もちちき大会、おじいちゃんおばあちゃんと遊ぶ会、老人施設訪問などの年中行事を通じて地域の人々との交流を行なっている。また行事を行うときは、町内会の回覧板で知らせ、活動状況を写真ニュースで掲示している。なお地域の防災訓練に協力し、子どもの避難について地域の人々に理解してもらうい、いざというときに協力が得られるよう子ども達、保護者、保育士が訓練に参加している。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。  【判断基準】 a)保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っている。 b)保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。 c)保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	b	5月から毎月1回地域の未入園の子育て中のお母さん・子どもを対象に、子育て支援事業「保育所でー緒に遊ぼうよ!」を 開催し、保護者と子どもに園を開放し、園内や園庭で遊んだり、保育士の指導で手作りおもちゃを作ったりしている。 また保育所の行事等の情報を、掲示板、ポスター、町内会の回覧板、ホームページ等で知らせているが、子育てに関する相談窓口の設置などはなされていない。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。  【判断基準】 a)ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。 b)ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。 c)ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。	С	ボランティア受け入れについては、「保育実習・体験学習等マニュアル」に準じることとされているが、受け入れの基本姿勢(意義・方針)は、幅広いボランティア活動が考えられ、またボランティアには地域社会とつなげるなどの意義があることから、当マニュアルに記載された意義では十分ではない。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</li><li>「Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</li></ul>	Γ	
【判断基準】 a)保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。b)保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。 c)保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	а	保育所にとって必要な関係機関・団体を「子ども達が暮らすコミュニティ(体系図)」で図示し、民間保育協会、保健機関、医療機関、子ども・障害者相談センター、小・中学校、県市行政、民生児童委員、警察消防に分類しそれぞれの連絡方法を記載している。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。  【判断基準】 a)関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行っている。 b)関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例検討は行っていない。 c)関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。	a	新保育指針施行に伴う小保連携に向けて野崎西小学校との定期的な交流の機会をつくり、保育士による小学校の授業参観など、これからの保育所保育のあり方の勉強を行っている。また気になる子どもの問題について、市役所保育所管理課担当者、市保健センターの専門官との意見交換・助言を受ける場(不定期)をもっている。なお保育所の運営状況を報告したり、地域との連携を図るため地区町内会長2名、地区民生児童委員3名からなる和歌山保育所応援団の会を昨年11月に立ち上げている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>□-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。</li><li>□-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。</li></ul>		当保育所独自の子育て支援活動「保育所で一緒に遊
【判断基準】 a) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。 b) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。	а	国保育が独自の子育で又張冶動・保育がで一幅に歴   ぼうよ」を月1回開催し、未入園の母子とのふれあいのなかで、保護者から地域の福祉・子育てニーズ   を把握している。また和歌山保育所応援団の地域の   メンバー(町内会会長、民生児童委員)から、地域
c)地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行ってい ない。		の福祉や子育てのニーズの情報の提供をお願いして いる。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。		
【判断基準】 a) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動が実施されている。 b) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。 c) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。	а	昨年5月から子育て支援事業「保育所で一緒に遊ぼ うよ!」を毎月1度開催している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul><li>■ 適切な福祉サービスの実施</li><li>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</li><li>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</li></ul>		
<ul> <li>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(判断基準】</li> <li>(当) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</li> <li>(こ) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	一人ひとりを大切に育てる保育を平成20年度のスローガンやパンフレットに記載しており、また保育場面では、子どもの人権・性差への配慮や虐待児発見と通告のマニュアルを整備し、職員にも周知している。なお保育場面で特に気になる子については、職員会議等で報告し職員全体が共有し適切に対処している。
<ul> <li>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>(判断基準】</li> <li>(当のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。</li> <li>() 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。</li> <li>() 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</li> </ul> </li> </ul>	а	子どもの人権や性差への配慮のマニュアルの中で、 子どもの排泄時や着替え、シャワーを浴びる時な ど、プライバシーに配慮する措置などを記載してお り、職員に周知されている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。 Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。		
【判断基準】 a)保護者の意向に配慮する姿勢が明示され、意向を把握する具体的な仕組みを整備している。 b)保護者の意向に配慮する姿勢が明示されているが、意向を把握する具体的な仕組みが十分ではない。 c)保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。	а	保護者の意向は保護者会への出席や年2回(春・冬)の個人懇談会、年1回の保育参加等を通じて把握している。また行事の実施後に「保護者アンケート」を実施し、次の開催時の参考にしている。
<ul> <li>Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a) 把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備され、実際にその向上に向けた取組を行っている。</li> <li>b) 把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備されているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</li> <li>c) 把握した保護者の意向の結果を活用するための仕組みが整備されていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	把握した保護者の意向等は、主任・所長に報告され、担当保育士や保護者等に事実確認を行い、職員 会議等で検討し、具体的な改善を行っている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 【判断基準】 a)保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。 b)保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 c)保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	а	園舎中央の廊下掲示板に「ご意見・ご要望の解決の ための仕組み」を掲示し、相談機関として「保育所 窓口」、「第三者委員」、「運営適正化委員会」が あることを知らせている。なお同文を保護者に通知 している。また日常的に連絡ノートや送迎時など口 頭でも保護者の意見等を聞き、所長、主任に報告し ている。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 【判断基準】 a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	а	苦情解決について、苦情受付担当者、解決責任者、 第三者委員の体制や「苦情(ご意見・ご要望)受付 書」、「苦情解決結果報告書」等の書式などを整備 し、保護者等に周知している。

a)保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応し	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
a) 保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応し ている。 b) 保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速 に対応していない。	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。		
	a) 保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。 b) 保護者からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速	а	み」を園内廊下に掲示し保護者に周知している。そ して意見等に対する検討結果を保護者に速やかに回

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2 サービスの質の確保 Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。		
【判断基準】 a)保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。 b)保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。 c)保育サービスについて、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。	а	定例的に開催する職員会議、リスク管理委員会、給 食会議において、保育内容や施設、安全の確保等に ついて議論し、また年間を通じて、職員の気付きと 改善の提案を募集する取り組みを行っている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。		
【判断基準】 a)実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしている。 b)実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、十分ではない。 c)実施した評価の結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。	а	主として第三者評価プロジェクトチームの会議において評価結果を分析し、職員会議で議論し取り組むべき課題を明らかにしている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。		
【判断基準】 a)評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施している。 b)評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施しているが、十分ではない。 c)評価結果から明確になった課題について、改善策や改善計画を立て実施していない。	а	評価結果から明らかになった課題について改善策を たて、施設の安全のチェック、行事への地域の人々 の参加や企画・実行・反省、施設の子育て支援事業 などを行なっている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<ul> <li>Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。</li> <li>Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化され サービスが提供されている。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>(判断基準】</li> <li>(個々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいたサービスが実施されている。</li> <li>(固々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいたサービスの実施が十分ではない。</li> <li>(こ) 個々の保育場面について、標準的な実施方法が文書化されていない。</li> </ul> </li> </ul>	а	食事、服の脱着、排泄、午睡等個々の保育場面について標準的な実施方法がマニュアル化され、職員に周知され保育サービスが実施されている。子どもの人権等に対するマニュアルには子どもや保護者のプライバシーの保護への配慮も含まれている。
<ul> <li>Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</li> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを行っている。</li> <li>b)標準的な実施方法について定期的に検証しているが、必要な見直しを行っていない。</li> <li>c)標準的な実施方法について定期的な検証をしていない。</li> </ul> </li> </ul>	a	マニュアル等の見直しは、年1回3月に保育サービス見直し会議で行っている。なお事故等が発生し緊急に見直しが必要なときは、臨時に見直し会議を開いている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
<u>Ⅲ-2-(3)-①</u> 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われて いる。		
【判断基準】 a) 一人ひとりの子どもの発達状況,保育目標,生活状況についての記録があり,それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 b) 一人ひとりの子どもの発達状況,保育目標,生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。 c) 一人ひとりの子どもの記録がない。	а	一人ひとりの子どもの指導計画に沿って保育記録がされており、保育目標、発達状況、生活の状況を記載し、また健康診断記録、疾病記録、事故記録等も整備されている。なおこれらの記録は職員会議等で周知されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。		
【判断基準】 a)子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 b)子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 c)子どもに関する記録管理について規程が定められていない。	а	子どもに関する記録の管理については、「個人情報保護方針」の中で個人情報部門責任者を置き、適切な管理(保管・保存・廃棄)を行なうことと規定しており、また保護者へは個人情報の開示を求める場合の手続きについても知らせている。なお職員は個人情報の適切な管理には十分配慮している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。		
【判断基準】 a) 一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 b) 一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。 c) 一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を開催していない。	а	一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合う会議は、主任保育士を中心として各担当保育士が集まり、定期的にまた必要に応じて開催している。

評価結果 (a・b・c)	評価の理由
а	和歌山保育所のパンフレットを市役所等に配布している。またホームページでも掲載している。なお「保育所で遊ぼうよ」の会合の参加者に施設を開放したり、見学希望者があれば所長・主任が説明し対応している。
а	サービス開始時には保護者に保育サービスの内容や 料金について「入所のしおり」により説明し納得し てもらっている。
	(a·b·c)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。 Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。  【判断基準】 a)保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮している。 b)保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 c)保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。 い。		他の保育所へ変わる場合は、「申し送り書」に保育 記録を添付し、保護者の了承の上で相手先の保育所 へ情報提供している。なお卒園後の保護者の相談窓 口は基本的には在園時の担任としている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定 Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。		
【判断基準】 a)子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するために、手順を定めて計画的なアセスメントを行っている。 b)子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するために、手順を定めてアセスメントを行っているが、十分ではない。 c)子どもの身体状況や、生活状況等を正確に把握するための、アセスメントの手順を定めていない。	а	子どもの心身状況や生活状況の把握は、当所が定めた「入所調査票」、「児童票(家庭記録)(生育記録)」により行っている。
	_	
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。		
【判断基準】 a)子ども全てについて、アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を具体的に明示している。 b)子ども全てについて、アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を明示しているが、十分ではない。 c)アセスメントに基づき、保育上のニーズや課題を明示していない。	а	児童票や指導計画において保育上のニーズや課題が 示されている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
【判断基準】 a)子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。 b)子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。 c)子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。	а	主任保育士を中心にして、担当保育士と個人面談を 担当した保育士、調理員が集まって、指導計画を作 成している。
□-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。 【判断基準】 a)指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 b)指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 c)指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているい。	а	主任保育士を中心にして各担任が、毎月20日~2 5日頃、前月の評価・反省と翌月の進め方について 検討し、見直しを行っている。

(別紙)

# 各評価項目にかかる第三者評価結果と評価理由

施設名: 和歌山保育所

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-1 1-	子どもの発達援助 (1) 発達援助の基本		
	A-1-(1)-① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や 保育者の意向等を考慮して作成されている。		
	【判断基準】 a)保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 b)保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。 c)保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。	а	保育計画が保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育の基本方針に基づき作成されている。
	A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。		
	【判断基準】 a)定期的に指導計画の評価を行い、その結果が次の指導計画に生かされている。 b)定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に生かされていない。 c)定期的に指導計画の評価を行っていない。	а	月1回、指導計画の反省評価を行っていることが記録に残され、次の指導計画に活かされている。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
1 -	(2) 健康管理・食事		
	A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。		
	【判断基準】 a)登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 b)健康管理は、マニュアルなどはないが子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 c)健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施していない。	а	子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が、関係 職員に周知され、保育所での子どもの健康状態を保 護者にも伝えられている。
	A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。		健康診断の結果は全職員に周知され、結果を保育に
	【判断基準】 a)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。 b)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反	а	反映させると共に、家庭保育にも有効に反映されるよう保護者にも伝達している。健康診断の結果は、 個人情報であることに留意して、職員にも守秘義務
	映させていない。 c)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。		が遵守されるようにしている。
	A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを 保育に反映させている。		
	【判断基準】 a) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。	а	歯科検診の結果は、職員に周知され、家庭保育にも 有効に反映されるよう歯科検診の結果を保護者に伝達し、治療の確認もしている。
	b) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。 c) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達していない。		

評価結果 (a・b・c)	評価の理由
а	感染症マニュアルが整備されて、発生状況を保護者 や全職員に対して通知する際、発生した感染症に関 する早期発見や早期対応の実際、予防対策をあわせ て通知している。
а	子ども達が育てた野菜など、料理に使用し、食べ物に関心をもつよう工夫され、個人差や食欲に応じて量を加減できるよう工夫している。
а	献立には旬の物や季節感のある食材を活かし、残食 の調査記録や検食簿をまとめ、職員の意見も取り入 れ、献立や調理の工夫に反映させている。また、手 作りおやつも心がけている。
	(a·b·c)  a

評価結果 (a・b・c)	評価の理由
	献立表にレシピも提示し事前に配布することによ
а	り、保護者にも保育所の提供する食事に関心を促している。また、保護者が試食できる機会を設け、栄養・味付け・食べ方等保育所で配慮していることを知らせている。
а	専門医による除去の内容に関する細かい指示のもとで除去食を提供している。
	(a·b·c)

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
1 -	(3) 保育環境		
	A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		各部屋の採光・通風・換気に配慮していると共に、
	【判断基準】 a)よく整備されている。 b)どちらかといえば整備されている。 c)整備されていない。	b	手洗い場、トイレは子どもが利用しやすい設備で安全への工夫がなされている。ただ、保育室の環境として、くつろげる空間、コーナー作りの工夫が十分でない。
	<u>A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。</u>		
	【判断基準】 a)よい取り組みが行われている。 b)どちらかといえば取り組みが行われている。 c)取り組みが行われていない。	а	子どもが不安になった時などいつでも応じられるように、保育士が身近にいる。 庭など屋外での活動の場が確保されている。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
1 -	(4) 保育内容 A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。 【判断基準】 a)子どもをよく受容しようと努めている。 b)どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。 c)子どもを受容しようと努めていない。	а	子どもに分りやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。登所時に泣く子に対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて抱いたり優しく声をかけたりしている。
	A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。  【判断基準】 a) 一人ひとりの子どもの状況に応じてよく対応している。 b) どちらかといえば対応している。 c) 対応していない。	а	トイレに行くことをせかしたり強制したりせずに、 一人ひとりのリズムに合わせるようにしている。ま た、衣服の脱ぎ着に際しても、せかせたり、着せて しまったりしないで、自分でやろうとする子どもの 気持ちを大切にしている。
	A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。  【判断基準】 a) よく整備されている。 b) どちらかといえば整備されている。 c) 整備されていない。	а	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されていて、子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<u>A-1-(4)-④</u> 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。		散歩や行事などで地域の人たちに接したり、身近な 動植物に接する機会をつくり、また、地域の公共機 関を利用するなど、社会体験ができるようにしてい る。
【判断基準】 a)よく取り組みがなされている。 b)どちらかといえば取り組みがなされている。 c)取り組みがなされていない。	а	
	<u>l</u>	
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。  【判断基準】 a)よく配慮されている。	а	子どもの作品が保育に活かされ、工夫して飾られ大切に扱われている。子どもの興味・関心に応じ、さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
b) どちらかといえば配慮されている。 c) 配慮されていない。		
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。		
【判断基準】 a)よく配慮されている。 b)どちらかといえば配慮されている。 c)配慮されていない。	а	絵本の貸し出しなどで、順番を守るなど社会的ルールを身につけるように配慮している。また、けんかの場面では危険のないように注意しながら子ども達同士で解決するように援助している。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。		子どもが他の子どもの気持や発言を受け入れられる
【判断基準】 a)よく配慮されている。 b)どちらかといえば配慮されている。 c)配慮されていない。	а	よう配慮している。子どもの人権などについて、互 いに尊重する心について保護者にも理解してもらう ような取り組みを行っている。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。  【判断基準】 a)よく配慮されている。 b) どちらかといえば配慮されている。 c) 配慮されていない。	а	「男の子だから」「その色は女の子の色」「出席 簿」など性差への先入観による固定的な対応をして いない。
A-1-(4)-9 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	а	指導計画や個別記録にも配慮・工夫していることなど記載されている。また、「具体的な保育マニュアル」等で各年齢に応じた保育の具体的な方法を定めて行っている。
【判断基準】 a)よく配慮されている。 b)どちらかといえば配慮されている。 c)配慮されていない。		

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容 や方法に配慮がみられる。 【判断基準】		長時間保育を受ける子どもに食事への配慮がされて
a) よく配慮されている。 b) どちらかといえば配慮されている。 c) 配慮されていない。	а	いる。異年齢の子ども同士で遊ばせるように配慮されている。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		
【判断基準】 a)よく配慮されている。 b)どちらかといえば配慮されている。 c)配慮されていない。	а	障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受け、必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。

評価結果   (a・b・c)	評価の理由		
-2 子育て支援 2-(1) 入所児童の保護者の育児支援			
	送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行い、記録等によってそのことが確認されている。また、保育参加後や個別面談の機会を設けるなど、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。		
а			
<u> </u>	T		
	保育日誌や児童票などで、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が、必要に応じて記録されている。		
а			
а	a 保護者の保育参加やお誕生日会の後などで、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。		
			a a

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。		
【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。 b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっていない。 c) 虐待などの早期発見に努めていない。	а	児童虐待を発見した場合の対応などについてマニュ アルを整備している。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。		
【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 b) - c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。	а	児童虐待の照会・通告にあたっての連絡先を明示している。また、関係機関との連携を図っている。

	評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
2-	(2) 一時保育	<b>T</b>	
	A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、 通常保育との関連を配慮しながら行っている。		
	【判断基準】 a)一時保育の内容や方法によく配慮している。 b)一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。 c)一時保育の内容や方法に配慮していない。	該当なし	一時保育を実施していない。

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由	
A-3 安全・事故防止 3-(1) 安全・事故防止			
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて 適切に実施されている。			
【判断基準】 a) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。 b) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルはあるが、適切に実施されていない。 c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。	а	所長など管理者は衛生管理の取組についてリーダーシップを発揮している。衛生管理マニュアルを作成し、職員に周知し、日常実施している。	
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	3	食中毒の発生時における対応マニュアルが整備され、職員に周知している。	
【判断基準】 a) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員に周知されている。 b) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルはあるが、全職員には周知されていない。 c) 食中毒に関するマニュアルがない。			
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。  【判断基準】 a)事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。 b)事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。 c)事故防止に向けた具体的な取組を行っていない。	а	事故防止のためのチェックリストなどがあり、活用 している。収集した事例について職員の参画のもと で、発生要因を分析し未然防止策を検討している。	

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。  【判断基準】 a)事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b)事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあるが、全職員に周知されていない。 c)事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがない。	а	事故や災害別に発生時における対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。  【判断基準】 a) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 c) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがない。	а	不審者の侵入時における対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。